



8月は北方領土

返還要求強化月間です

北海道では、1945年に旧ソ連邦が日本に対し宣戦布告し、北方領土の占領を開始した月である8月を強化月間として定め、町は連携し啓発活動をする事としていきます。

8月1日(日)から31日(火)まで北方領土返還要求署名コーナを町民センターに設けていますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先
総務課総務グループ
電話26 9021

令和3年度戦没者遺児による

慰霊友好親善事業について

一般社団法人日本遺族会は、現在「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集していません。同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を無くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦地を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、

同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。参加費用は10万円です。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局へお問い合わせください。また、お申込み先は、一般社団法人北海道連合遺族会事務局ですので、お間違えのないようお気を付けください。

お問い合わせ先
(一社)日本遺族会事務局
電話03 3261 3955

お申込み先
(一社)北海道連合遺族会事務局
電話01654 3 3121

剣淵町妊婦エントリー

ネットワーク制度について

剣淵町では、「妊婦エントリーネットワーク制度(妊婦事前登録者情報届出)」を実施しています。

対象者
剣淵町に住民票がある妊婦
剣淵町に里帰り中の妊婦
事業内容

妊婦がかかりつけ医療機関名や母体等の情報を事前に届出(情報

は消防に提供)することで、妊婦に緊急事態が発生し救急車を利用する時に、119番通報・かかりつけ医療機関との連絡に要する時間の短縮となり、出産への不安軽減になります。

利用方法
氏名、住所、かかりつけ医療機関の情報等を届けでもらう必要がありしますのでお問合せください。

届け出・お問い合わせ先
健康福祉課福祉介護グループ
電話34 3955

令和3年度野生大麻・不正けし撲滅運動の実施について

令和3年6月1日(火)から令和3年9月30日(木)まで、北海道では「野生大麻・不正けし撲滅運動」を実施しております。例年この時期には、道内で野生大麻の自生が多くみられ、不正採取等の事犯も発生しております。お近くで野生大麻や不正けしを発見しましたら、保健所や警察署へご連絡くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ
電話34 3955
名寄保健所企画総務課
電話01654 3 3121

士別警察署かわら版

「北海道警察官の募集」
「83,424kmケタ違いのフィールドを守る」
受付期間(電子申請)
令和3年7月1日(木)～
令和3年8月20日(金)
午後5時30分まで

士別警察署窓口へ提出される場合は、平日午前8時45分から午後5時30分まで、受付期間は電子申請と同じ期間です。お早めにお手続きください。

試験日

第一次試験
令和3年9月19日(日)
第二次試験
令和3年10月下旬～11月上旬
募集人数

・A区分：大学等を卒業した者
(令和4年3月末日までに卒業



お知らせ

見込みの者を含む)

男性40名程度

女性15名程度

・B区分：A区分以外の者

(高校卒業程度の学力が必要)

男性125名程度

女性40名程度

受験資格

平成元年4月2日から平成16

年4月1日までに生まれた者

【北海道警察には】

「あなたの個性や特技を生かせる

フィールドがあります」

交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、

交通取締、災害救助など警察官の

業務は多岐に渡ります。

自分が興味のあることや個性・

特技を生かせる幅広いフィールド

があります。

「受験しない理由が見つからない」

悪は許せない、やりがいを持つ

て仕事がしたい、北海道で働きた

い、働きながら自分の成長を感じ

たい、そんな熱い思いをもってい

るあなた。北海道警察を受験しな

い理由はありますか。

「仕事も私生活も充実」

北海道警察は仕事のやりがいだ

けではなく、私生活の充実も大切にする組織です。

給料、休暇、育児や介護との両

立等、私生活も充実させたい方にとつて魅力あふれる組織です。

まずは北海道警察のことを知ろう！

北海道警察では、各種説明会を開催しています。

まずは説明会に参加して、警察

に対する疑問や不安を解消しまし

よう。

詳しくは、土別警察署までお問

い合わせ下さい。

暴力団 徹底排除の 街づくり

暴力団は、組織の維持・拡大の

ために、覚醒剤密売や特殊詐欺、密

漁、みかじめ料・用心棒料の要求等

の犯罪行為を行うだけでなく、組織

の関係者を利用して一般社会にお

ける経済取引へ介入する等、様々な

手段を用いて活動資金獲得を図つ

ており、暴力団の活性化は様々な犯

罪を誘発するだけでなく、暴力団の

引き起こす対立抗争を激化、長期化

させる原因ともなり、道民の皆様の

安全で平穏な日常生活と健全な経

済活動に大きな脅威と不安を与え

ます。

警察は、暴力団の壊滅に向けて強力な取締りを推進していることから、道民の皆様も「暴力団を恐れない」「暴力団を利用しない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」を合い言葉に、暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関する

ことは、どんな些細なことでも早期

に警察に相談、通報する強い意志と

勇気を持って、社会から暴力団を追

放しましょう。

お問い合わせ先

土別警察署

電話0165 23 0110

自衛隊旭川地方協力本部から

お知らせ

自衛官募集について

興味のある方や詳しい説明を聞

きたい方は、お気軽にお問い合わせ

下さい。

お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所

電話01654 2 3921

住所〒096 0011

名寄市西1条南9丁目45

	一般曹候補生	自衛官候補生	航空学生
応募資格	18歳以上33歳未満 (令和4年4月1日現在)		航空自衛隊希望者：18歳以上21歳未満 海上自衛隊希望者：18歳以上23歳未満 (令和4年4月1日現在) 共に高卒、見込み含みます
受付期間	令和3年9月6日(月)まで		令和3年9月9日(木)まで
試験日	令和3年9月16日(木)～ 令和3年9月19日(日)	令和3年9月25日(土)～30日(木)	1次試験：令和3年9月20日(月) 2次試験：令和3年10月16日(土)～21日(木) 2次試験についてはいずれか指定する1日
会場	9月16日(木)(名寄市) 9月17日(金)～ 9月19日(日)(旭川市) いずれか1日を指定できます。	9月25日(木)(名寄市) 9月26日(日)～ 9月30日(木)(旭川市) いずれか1日を指定できます。	旭川市

新型コロナウイルス感染症の状況により日程や会場が変更となる場合があります。



農林課・町づくり観光課からの
お知らせ

「農業・商工業の担い手新規就業者を応援します！」

剣淵町では、農業・商工業の担い手や新規就農者、就農支援者等を対象とした各種支援施策を設けております。

事業内容は次のとおりとなりますが、詳細について知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

「農業の担い手のみなさまへ」

農業担い手育成支援事業
下記の表に記載された4つの事業を申請される方は、剣淵町農業振興センターに申請してください。



事業名	事業内容	補助内容	補助額	対象者
農業研修等派遣事業	農業経営の向上を図るために、基礎的、専門的農業知識・技術等を習得する研修及び町外の先進的農業者との意見交換等に派遣する事業	剣淵町から道内の研修地までの交通費、宿泊費、研修参加費	対象経費の7/10以内 同一年度1回までとし、4万円を限度とする。	担い手、就農予定者又は構成員の概ね半数が担い手で構成されるグループ
農業研修受入等支援事業	剣淵町内に新たに就農しようとする者又は就農開始後2年未満の者の実践的研修のために受入れる農業者等に対し支援する事業	研修者に対する研修指導に要する経費	研修生1人当たり1日1,700円とし、一年度180日を限度とする。	受入農業者
		剣淵町から研修生住所地までの帰路の交通費	道外2万円以内 道内1万円以内	受入農業者において研修を修了した者
農業活性化活動支援事業	農業者等が自ら町内外において地場農産物の消費拡大及びPR等、地域農業の活性化となる活動に対し支援する事業	剣淵町から現地までの交通費、宿泊費、会場借上料、車両借上料	対象経費の7/10以内 同一年度2回までとし、1回あたり8万5千円を限度とする。	担い手又は構成員の概ね半数が担い手で構成されるグループ
農業担い手スキルアップ支援事業	農業者自らのスキルアップと農業経営の向上を目指し、意欲的に多様な資格を取得することに対し支援する事業	資格取得するための受験料 農業機械及び自動車等別に定める資格取得を除く。	対象経費の1/2以内 1資格1回までとし、1万7千円を限度とする。	担い手

「農業・商工業の担い手のみなさまへ」

次の制度を申請される方は、農業の担い手については剣淵町農業振興センターへ、商工業の担い手については町づくり観光課へ申込してください。

新規就業奨励金

新規就業された方に対し、就農奨励金を給付します。

給付額

【配偶者がいない方】

1人につき月額1万5千円

【配偶者がいる方】

1人につき月額2万5千円

給付期間 3年間

後継者結婚祝金

農業後継者が結婚された際に結婚祝い金を給付します。

給付額 1組に対し3万円

お問い合わせ先

農業振興センター

電話34 3311

町づくり観光課

電話26 9022